

藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会 専門部規程

(趣旨)

第1条 この規定は「藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会会則」(以下「会則」という)第7条第2項並びに第3項の規定に基づき、専門部に関する必要な事項を定めるものとする。

(専門部)

第2条 会則第2条の目的を達成するため、町内会に次の表に掲げる専門部を設ける。

名 称	業 務 内 容
生 活 環 境 部	① ごみ、資源の分別収集に関すること ② その他、環境衛生に関すること
交 通 防 犯 部	① カーブミラーの設置に関すること ② その他、交通安全に関すること ③ 防犯灯の設置、維持に関すること ④ その他、犯罪その他に関すること
文 化 部	① 会員相互の親睦を図る事業の実施に関すること ② 社会福祉活動の協力に関すること
レクリエーション部	① レクリエーション事業に関すること
広 報 部	① 町内会ホームページの運用に関すること ② 町内会だよりの作成発行に関すること ③ ホームページ運用に付随する業務効率化に関すること ④ その他、広報活動全般に関すること
防 災 部	① 災害時の防災活動に関すること ② 防災時の訓練活動に関すること ③ 避難行動要支援者に関すること

(規程の改廃)

第2条 この規程の改廃については、役員会で協議のうえ決定し、定例会で承認を得る。

(そ の 他)

第4条 この規程に定めのない事項については、役員会で協議のうえ決定し、定例会において報告をする。

(付則)

平成24年4月18日制定
平成30年4月14日改訂